

昭和四十七年九月十四日の参議院決算委員会における吉國內閣法制局長官答弁に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年六月二十九日

中西 健 治

参議院議長 山崎 正 昭 殿



昭和四十七年九月十四日の参議院決算委員会における吉國內閣法制局長官答弁に関する質問主

意書

政府は、平成二十七年六月九日の「新三要件の従前の憲法解釈との論理的整合性等について」において、「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」（平成二十六年七月一日閣議決定）で示された「武力の行使」の三要件（いわゆる新三要件）は、昭和四十七年十月十四日に参議院決算委員会へ政府が提出した「集团的自衛権と憲法との関係」で示された政府見解（以下「昭和四十七年の政府見解」という。）の基本的な論理を維持したものであると主張する。

そして、昭和四十七年の政府見解が提出されるきっかけとなった昭和四十七年九月十四日の参議院決算委員会において、吉國一郎内閣法制局長官（当時）は「憲法の前文においてもそうでございますし、また、憲法の第十三条の規定を見ましても、日本国が、この国土が他国に侵略をせられまして国民が非常な苦しみにおちいるということを放置するということまで憲法が命じておるものではない。第十二条からいたしましても、生命、自由及び幸福追求に関する国民の権利は立法、行政、司法その他の国政の上で最大の尊重を必要とすると書いてございますので、いよいよぎりぎりの最後のところでは、この国土がじゅうりんをせられ

て国民が苦しむ状態を容認するものではない。」との答弁を行っている（以下「吉國長官答弁」という。）。

吉國長官答弁に関して、私が本年六月十八日に「昭和四十七年の政府見解における「自衛の措置」及び「外国の武力攻撃」に関する質問主意書」（第百八十九回国会質問第一七〇号。以下「本件質問主意書」という。）を提出したところ、本年六月二十六日の政府答弁書（内閣参質一八九第一七〇号）一についてで、

「（吉國長官答弁における）「第十二条」は、「生命、自由及び幸福追求に関する国民の権利は立法、行政、司法その他の国政の上で最大の尊重を必要とする」旨を規定している憲法第十三条のことであると考えられる」（以下「答弁①」という）、二についてで、「（吉國長官答弁における）「日本国が、この国土が他国に侵略をせられまして」及び「この国土がじゅうりんをせられて」という部分は、吉國一郎内閣法制局長官（当時）が、我が国に対する武力攻撃を念頭に置いて述べたものと認識している」（以下「答弁②」という。）との答弁があつた。

しかし、本件質問主意書で求めていた憲法第十二條から第十三條への訂正については、答弁①で「憲法第十三條のことであると考えられる」と述べるにとどまり、訂正するか否か明らかでない。とりわけ、吉國長

官答弁は、昭和四十七年の政府見解の解釈を巡り、衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会においても度々言及されており、集団的自衛権を巡る今後の議論を整理する上で、議事録の訂正まで行う必要があると考える。

また、吉國長官答弁は、憲法前文及び第十三条の条文解釈という形をとっているため、答弁②で示された吉國內閣法制局長官の答弁に対する政府の認識（「我が国に対する武力攻撃を念頭に置いて述べたもの」）が、憲法前文及び第十三条の条文解釈にまで及ぶのかが問題となる。

以下、質問する。

一 政府は、吉國長官答弁における「第十二条」を「第十三条」に訂正しないのか。仮に訂正するのであれば、昭和四十七年九月十四日の参議院決算委員会の議事録も訂正する必要があると考えるが、政府の認識はどうか。

二 答弁②で示された吉國內閣法制局長官の答弁に対する政府の認識（「我が国に対する武力攻撃を念頭に置いて述べたもの」）は、吉國長官答弁における憲法前文及び第十三条の条文解釈にまで及ぶか。仮に、及ばないというのであれば、答弁②で示された政府の認識と吉國長官答弁における条文解釈の関係をいか

に理解すればよいのか、明らかにされたい。

右質問する。